

今村学園ライセンスアカデミー 学則

今村学園ライセンスアカデミー 学則

第一章 総 則

第 1 条 本校は、今村学園ライセンスアカデミーという。

第 2 条 本校を鹿児島市新屋敷町 2 番 1 0 号に置く。

第 3 条 本校は教育基本法、学校教育法、栄養士法、調理師法、製菓衛生師法及び柔道整復師法に基づき、栄養士、調理師、製菓衛生師及び柔道整復師として必要な知識、技能、教養を授けることを目的とする。

第二章 課程、学科、講座、修業年限、定員、学級数及び休業日

第 4 条 本校の課程、学科、講座、修業年限、学級数及び定員は次のとおりとする。

(本 科)

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
衛生専門課程	栄養士科	2 年	3 5 名	7 0 名	1	昼間
衛生専門課程	調理師科 2 年コース	2 年	4 0 名	8 0 名	1	昼間
衛生専門課程	調理師科 1 年コース	1 年	4 0 名	4 0 名	1	昼間
衛生高等課程	調理師科 夜間コース	2 年	4 0 名	8 0 名	1	夜間
衛生専門課程	パティシエ科	1 年	4 0 名	4 0 名	1	昼間
医療専門課程	柔道整復 トレーナー学科	3 年	3 0 名	9 0 名	1	昼間

ただし、附帯教育事業として次の別科を置く。

(別 科)

学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備 考
パティシエ科	1 年	8 0 名	8 0 名	1	通信課程

(介護食士認定講座)

学 科 名	受講定員	学級数	備 考
介護食士認定講座	8 0 名	1	昼間

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

通信課程の学年も同様とする。

2 学期は次のとおりとする。

(本 科)

前 期	4 月 1 日から	9 月 3 0 日まで
後 期	1 0 月 1 日から	3 月 3 1 日まで

第 6 条 本校の始業及び終業は次のとおりとする。

	始 業	終 業
衛生専門課程（昼間）	9 時	16 時 50 分
衛生高等課程（夜間）	18 時	21 時 20 分
柔道整復トレーナー学科	13 時	17 時 50 分

第 7 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日
ただし、柔道整復トレーナー学科は日曜日のみ
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 夏期休業 8 月 1 0 日から 9 月 3 0 日まで
 - (4) 冬期休業 1 2 月 2 5 日から 1 月 7 日まで
 - (5) 春期休業 3 月 2 1 日から 3 月 3 1 日まで
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

第三章 教育課程、授業時数及び教員組織

第 8 条 本校の授業科目、授業時数又は単位数は、各科別表のとおりとする。

第 9 条 本校に教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
 - (2) 副校長 1 名以上
 - (3) 教員（専任教員）
 - 栄養士科 9 名以上
 - 調理師科 6 名以上
 - パティシエ科 1 名以上
 - 柔道整復トレーナー学科 6 名以上
 - (4) 講師
 - 栄養士科 1 5 名以上
 - 調理師科 1 5 名以上
 - パティシエ科 1 0 名以上
 - 柔道整復トレーナー学科 1 5 名以上
 - (5) 実習助手
 - 栄養士科 3 名以上
 - (6) 事務職員
 - 栄養士科・調理師科・パティシエ科 3 名以上
 - 柔道整復トレーナー学科 1 名以上
 - (7) 学校医 1 名以上
- 2 校長は校務を掌り、所属教員を監督する。
- 3 各科の職種において兼務することができる。

第四章 履修方法、試験等の評価及び授業科目修了の認定

第10条 履修方法は各科細則のとおりとする。

第11条 授業科目修了の認定は各科細則のとおりとする。

第12条 既修得履修認定は各科細則のとおりとする。

第五章 入学、休学、在学期間、転学、編入学、退学及び除籍、卒業、資格、賞罰

第13条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 衛生専門課程は、高等学校を卒業した者、又はそれに準ずる学力があると認められた者。
- (2) 衛生高等課程は、中学校を卒業した者、又はそれに準ずる学力があると認められた者。
- (3) 通信課程は、中学校を卒業した者、又はそれに準ずる学力があると認められた者。
- (4) 医療専門課程は、高等学校を卒業した者、又はそれに準ずる学力があると認められた者。

第14条 本校の入学期日は次のとおりとする。

毎年 4月とする。

通信課程 4月とする。

第15条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第26条に定める入学検定料を添えて期日までに申出しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から指定された期日までに第26条に定める入学金を添えて入学手続きをとらなければならない。
- 4 入学辞退者に対する一旦払い込まれた入学金及び入学検定料についてはいかなる理由によっても返還しない。ただし、3月31日までに入学辞退を申し出た者については、入学検定料・入学金を除く既納の授業料等を返還する。

第16条 休学に関する手続きは次のとおりとする。

学生が疾病その他やむを得ない事由によって長期休学する場合は、その事由を記した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学は、当該年度末までとする。ただし、特別の事情のある場合は願いにより、1ヶ年に限り延長を認めることができる。
- 3 休学中の期間は、通算して2ヶ年を超えることはできない。
- 4 復学しようとする場合は、申請し、校長の許可を得て復学することができる。

第17条 在学期間は第4条の修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

第18条 転学、編入学に関する手続きは次のとおりとする。
学生は、他の学校に転学を志望しようとするときは、転学願いを校長に提出し、許可を受けなければならない。
編入学の規定は、各科細則のとおりとする。

第19条 退学に関する手続きは次のとおりとする。
退学しようとする者は、その事由を記した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第20条 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。
(1) 第17条に規定する在学期間を超えた者
(2) 授業料の納入を怠り、催促を受けてなお納入しない者

第21条 進級及び卒業に関することは次のとおりとする。
進級及び卒業の認定は、各科細則のとおりとする。

第22条 栄養士科、調理師科2年コース、調理師科1年コース、調理師科夜間コース、パティシエ科及び柔道整復トレーナー学科において、所定の課程を修了したと認める者には、それぞれの免許状取得のための証明書を交付する。

第23条 栄養士科、調理師科2年コース、柔道整復トレーナー学科において、所定の時間、または単位を履修した者には、専門士の称号を与える。

第24条 賞罰に関することは次のとおりとする。
次の各号一つに該当する者を褒賞することができる。
(1) 1年以上の皆勤及び精勤した者
(2) 成績が特に優秀である者
(3) 学校の名誉を著しく顕揚し、もしくは他の模範となるべき顕著な行為が見られた者
2 次の各号一つに該当する者は、停学又は退学を命ずることができる。
(1) 素行不良で改悛の見込のない者
(2) 学力が劣等で成業の見込のない者
(3) 身体虚弱で学業に耐えない者
(4) 正当な理由なく出席が常でない者
(5) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第六章 健康管理及び納付金

第25条 健康管理に関することは次のとおりとする。
学校保健安全法に基づき健康診断を実施する。

第26条 納入金に関することは次のとおりとする。

	入学検定料	入学金	授業料	実験実習費	施設費	教育充実費
栄養士科	15,000	200,000	540,000	180,000	140,000	50,000
調理師科 2年コース	15,000	150,000	480,000	120,000	160,000	50,000
調理師科 1年コース	15,000	150,000	480,000	120,000	160,000	50,000
調理師科 夜間コース	15,000	150,000	240,000	60,000	120,000	50,000
パティシエ科	15,000	150,000	480,000	160,000	160,000	50,000
柔道整復 トレーナー学科	30,000	600,000	700,000	200,000	400,000	
パティシエ科 (通信課程)	15,000		100,000	50,000		

ただし、授業料、実験実習費、施設費、教育充実費は毎年度の年額納付金

(介護食士認定講座)

講 座	受講料	備 考
介護食士認定講座 (一般)	75,000	講義料、実習費、教材費等含む
介護食士認定講座 (学生)	50,000	講義料、実習費、教材費等含む

2 納入金に関する入学辞退の申し出の期限は、年度末の3月末日までとし、期限までに入学辞退を申し出た者には、前項の入学検定料・入学金を除く既納の授業料等を返還する。

第七章 その他

第27条 次の各条項の規定については、通信課程にも適用するものとする。

第1条、第2条、第3条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、
第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、
第21条、第22条、第24条、第26条

- 附記1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附記2 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附記3 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附記4 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附記5 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附記6 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附記7 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 附記 8 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附記 9 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、これ以前に入学した者については従前のものを適用する。
- 附記 10 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

各科授業科目、授業時間及び単位数
学則 第8条 各科別表

別表1 栄養士科（2年）

教育内容		科目名	規定単位	
			講義 ・ 演習	実験 ・ 実習
教育分野	人文科学	人文科学	2	
	社会科学	社会科学	2	
	自然科学	自然科学	2	
	外国語	外国語Ⅰ	2	
		外国語Ⅱ	2	
	保健体育	保健体育	2	
基礎教育分野の合計単位数			12	
専門分野	社会生活と健康	公衆衛生学	2	
		環境と健康学	2	
	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	2	
		解剖生理学Ⅱ	2	
		解剖生理学実習		1
		生化学	2	
		生化学実験		1
		病理学	2	
	食品と衛生	食品学Ⅰ	2	
		食品学Ⅱ	2	
		食品学実習		1
		食品衛生学	2	
		食品衛生学実験		1
	栄養と健康	栄養学Ⅰ	2	
		栄養学実験Ⅰ		1
		栄養学実験Ⅱ		1
		栄養学Ⅱ	2	
		栄養学実習		1
		臨床栄養学Ⅰ	2	
		臨床栄養学Ⅱ	2	
		臨床栄養学実習		1
	栄養の指導	栄養指導論	2	
		栄養指導論実習		1
		食文化概論	2	
		公衆栄養学	2	
	給食の運営	給食管理Ⅰ	2	

		給食管理実習Ⅰ		1
		給食管理実習Ⅱ		2
		給食管理実習Ⅲ		2
		調理学	2	
		調理学実習Ⅰ		2
	専門分野の合計単位数		36	16
特 設 分 野		栄養教育の方法Ⅰ	2	
		栄養教育の方法Ⅱ	2	
		給食管理Ⅱ	2	
		実務給食管理実習Ⅰ		1
		実務給食管理実習Ⅱ		1
		調理学実習Ⅱ		5
		情報処理	2	
		簿記	2	
		卒業論文	2	
	特設分野の合計単位数		12	7

別表2 調理師科2年コース

教育内容	規定時間	教科科目	規定時間	授業時間
食生活と健康	90	公衆衛生学	30	30
		健康管理概論	60	60
食品と栄養の特性	150	栄養学	60	60
		食品学Ⅰ	60	60
		食品学Ⅱ	30	30
食品の安全と衛生	150	食品衛生学Ⅰ	60	60
		食品衛生学Ⅱ	60	60
		食品衛生学実習	30	30
調理理論と食文化概論	180	調理理論Ⅰ	30	30
		調理理論Ⅱ	90	90
		食文化概論	60	60
調理実習	300	調理実習Ⅰ	300	300
総合調理実習	90	大量調理実習	60	60
		特殊調理実習	15	15
		フードサービス実習	15	15
小計			960	960
選択必修科目		調理実習Ⅱ		300
		総合演習Ⅰ		40
		サービス論		90
		サービス実習		60
		経営学総論		90
		社会学総論		60
小計				640
その他の科目		調理実習Ⅲ		60
		総合演習Ⅱ		70
		外国語		30
		商業簿記		60
		保健体育		30
		小計		250
		合計	960	1850

別表3 調理師科1年コース

教育内容	規定時間	教科科目	規定時間	授業時間
食生活と健康	90	公衆衛生学	30	30
		健康管理概論	60	60
食品と栄養の特性	150	栄養学	60	60
		食品学Ⅰ	60	60
		食品学Ⅱ	30	30
食品の安全と衛生	150	食品衛生学Ⅰ	60	60
		食品衛生学Ⅱ	60	60
		食品衛生学実習	30	30
調理理論と食文化概論	180	調理理論Ⅰ	30	30
		調理理論Ⅱ	90	90
		食文化概論	60	60
調理実習	300	調理実習	300	300
総合調理実習	90	大量調理実習	60	60
		特殊調理実習	15	15
		フードサービス実習	15	15
小計			960	960
選択必修科目		調理実習Ⅱ		
		総合演習Ⅰ		
		サービス論		
		サービス実習		
		経営学総論		
		社会学総論		
小計				
その他の科目		調理実習Ⅲ		
		総合演習Ⅱ		
		外国語		20
		商業簿記		
		保健体育		30
		小計		50
		合計	960	1010

別表 4 調理師科夜間コース

教育内容	規定時間	教科科目	規定時間	授業時間
食生活と健康	90	公衆衛生学	30	30
		健康管理概論	60	60
食品と栄養の 特性	150	栄養学	60	60
		食品学Ⅰ	60	60
		食品学Ⅱ	30	30
食品の安全と 衛生	150	食品衛生学Ⅰ	60	60
		食品衛生学Ⅱ	60	60
		食品衛生学実習	30	30
調理理論と 食文化概論	180	調理理論Ⅰ	30	30
		調理理論Ⅱ	90	90
		食文化概論	60	60
調理実習	300	調理実習	300	300
総合調理 実習	90	大量調理実習	60	60
		特殊調理実習	15	15
		フードサービス実習	15	15
小計			960	960
		合計	960	960

別表5 パティシエ科(昼間) (1年)

教科科目	必修選択の別	実施単位数	実施時間数
衛生法規	必修		30時間
公衆衛生学	必修		60時間
栄養学	必修		60時間
食品学	必修		60時間
食品衛生学	必修		120時間
製菓理論	必修		90時間
製菓実習	必修		480時間
社会	必修		30時間
パティスリーラッピング	選択		16時間
カフェクリエーター	選択		27時間
合計			973時間

通信課程 パティシエ科(通信) (1年)

教科科目	必修選択の別	レポート回数	スクーリング授業回数	面接指導時間
衛生法規	必修	1回	6回	6時間
公衆衛生学	必修	1回	18回	18時間
栄養学	必修	1回	12回	12時間
食品学	必修	1回	12回	12時間
食品衛生学	必修	2回	24回	24時間
製菓理論	必修	3回	36回	36時間
製菓実習	必修	10回	14回	84時間
社会	必修	1回	12回	12時間
合計		20回	134回	204時間

スクーリング授業については、1回1時間とする
ただし、製菓実習については、1回6時間とする

別表6 柔道整復トレーナー学科(昼間) (3年)

分野	教育内容	授業科目	15時間 1単位の 科目	規定 単位	授業 時間	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	栄養学	○	2	30	14
		臨床心理学	○	2	30	
		経済学	○	2	30	
	人間と生活	保健体育	○	2	30	
		生物学	○	2	30	
		外国語(英語)	○	2	30	
		介護概論	○	2	30	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学Ⅰ		2	60	15
		解剖学Ⅱ		2	60	
		解剖学Ⅲ		1	30	
		生理学Ⅰ		2	60	
		生理学Ⅱ		2	60	
		生理学Ⅲ	○	2	30	
		運動学Ⅰ		2	60	
		運動学Ⅱ		2	60	
	疾病と障害	病理学概論		2	60	11
		衛生学		1	30	
		一般臨床医学Ⅰ		1	30	
		一般臨床医学Ⅱ		1	30	
		外科学概論Ⅰ		1	30	
		外科学概論Ⅱ		1	30	
		整形外科学		2	60	
	リハビリテーション医学		2	60		
	柔道整復術の適応	柔道整復術の適応	○	2	30	2
	保健医療福祉と 柔道整復の理念	公衆衛生学		1	30	8
		関係法規		2	60	
		柔道Ⅰ		2	60	
		柔道Ⅱ		2	60	
		柔道Ⅲ		1	30	
	社会保障制度	社会保障制度		1	30	1

専門分野	基礎柔道整復学	基礎柔道整復学Ⅰ		2	60	10
		基礎柔道整復学Ⅱ		2	60	
		基礎柔道整復学Ⅲ		2	60	
		基礎柔道整復学Ⅳ		2	60	
		基礎柔道整復学Ⅴ		2	60	
	臨床柔道整復学	臨床柔道整復学Ⅰ		2	60	17
		臨床柔道整復学Ⅱ		2	60	
		臨床柔道整復学Ⅲ		2	60	
		臨床柔道整復学Ⅳ		2	60	
		臨床柔道整復学Ⅴ		2	60	
		臨床柔道整復学Ⅵ		2	60	
		臨床柔道整復学Ⅶ		2	60	
		臨床柔道整復学Ⅷ		1	30	
		臨床柔道整復学Ⅸ	○	2	30	
	柔道整復実技	柔道整復実技Ⅰ		2	60	17
		柔道整復実技Ⅱ		2	60	
		柔道整復実技Ⅲ		2	60	
		柔道整復実技Ⅳ		2	60	
		柔道整復実技Ⅴ		2	60	
		柔道整復実技Ⅵ		2	60	
柔道整復実技Ⅶ			2	60		
柔道整復実技Ⅷ			2	60		
柔道整復実技Ⅸ			1	30		
臨床実習	臨床実習Ⅰ		2	90	4	
	臨床実習Ⅱ		2	90		
選択必須科目	基礎医学特論	基礎医学特論		2	60	9
	総合演習	総合演習Ⅰ		1	30	
		総合演習Ⅱ		1	30	
		総合演習Ⅲ		1	30	
	トレーニング指導論	トレーニング指導論Ⅰ		2	60	
トレーニング指導論Ⅱ			2	60		
基礎分野		①		14	210	
専門基礎分野		②		37	1050	
専門分野		③		48	1470	
選択必須科目		④		9	270	
合計		①+②+③+④		108	3000	

- 附記 1 この学則第 8 条別表は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附記 2 この学則第 8 条別表は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附記 3 この学則第 8 条別表は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附記 4 この学則第 8 条別表は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附記 5 この学則第 8 条別表は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附記 6 この学則第 8 条別表は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、これ以前に入学者については、従前のものを適用する。
- 附記 7 この学則第 8 条別表は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

学則 第 10 条、第 11 条、第 12 条、
第 18 条、第 21 条

各科細則

栄養士科学則細則

(履修方法)

- (1) 授業科目の種類、単位数等は別表のとおりとする。
- (2) 栄養士科で開設する授業科目は、基礎教育科目、専門科目、及び特設科目とし、2年に分けて履修させるものとする。
- (3) 栄養士科においては、学生に対して、別表に規定する教科科目、及び単位数以外の教科科目を選択して履修させることができるものとする。
- (4) 各授業科目の1単位時間は45分とし、単位数は、講義・演習1単位履修時間を15時間、実験・実習1単位履修時間を45時間とする。

(授業科目修了の認定)

- (1) 単位認定試験を受ける者は、授業料その他の学費を納めていること。但し、やむを得ない事情により学校が延納を認めている場合はこの限りでない。
- (2) 原則として、該当科目の履修時間5分の4以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。
- (3) 単位認定は、学科試験、授業・実験・実習態度、及び与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- (4) 当該科目の合格点は、60点以上とする。但し、試験形態などを考慮し、当該科目の担当教官の指示があった場合、この限りではない。
- (5) 成績の評価は、90点以上を「秀」、80点－89点を「優」、70－79点を「良」、60－69点を「可」、59点以下を「不可」とし、「不可」は不合格と判定する。
- (6) 前項の5段階評価をもとにG P (グレート・ポイント) を付与して、G Pの平均値(グレート・ポイント・アベレージ(以下「G P A」という。))を算出し、学習到達度の指標の一つとし、教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。
- (7) 各科目のG Pの値及びG P Aの算出方法は、別表のとおりとする。
- (8) 学科試験、及び実技試験の不合格者には、期日を定め、再試験を実施する。
- (9) 病気その他正当と認められる理由により試験を受験できなかった科目については、追試験によって単位の認定を受けることが出来る。この追試験の実点の8割をもって、試験の点数とする。
- (10) 上記の追再試験は、何れも学校の指定した時に実施し、受験しようとする者は、原則として、1科目ごとに試験料壱千円を納入しなければならない。

(既修得履修認定)

教育上有益と認めるときは、本校規定の教科において、本人の申請による既習の学習内容が、本校の授業科目に相当するものと認められる場合は、30単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修とみなすことができる。但し、修業年限は短縮出来ない。

本項については、判定会議の議を経て校長が決定する。

(編入学の要件)

他栄養士養成校において、本校1年次に取得すべき単位に相当する単位を全て取得済または、一部を何らかの形で振替可能または補講等で補填できる場合には、面接等の評価ののち、2年次へ編入できるものとする。本項については、判定会議の議を経て校長が決定する。

(進級及び卒業要件)

- (1) 進級の認定は、学科試験、実習試験、出席状況により行う。
- (2) 卒業の認定は、栄養士科に2年以上在学し、基礎教育科目、専門科目、特設科目の教科の中から62単位以上修得しなければならない。但し、履修時間に満たない者は、不足時間に該当する補習を行い、規定時間の履修を認める。補習に関しては、本校の定める補習料を納入しなければならない。
- (3) 上記の補習については、該当科目の履修時間2分の1以上の出席時数が必要であり、別表に規定されている科目数の4分の1までとし、何れも学校の指定した時に実施する。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。
- (4) 上記の補習料については、原則として、1科目ごとに、1コマ五千元（講義・演習）、又は1コマ七千五百円（実験・実習）を納入しなければならない。なお、実験・実習の補習については、別途1コマにつき材料費壱千元とする。但し、年度を超えたものに関しては、本校の定める在籍料を納入しなければならない。
- (5) 進級及び卒業の認定は、判定会議の議を経て校長が認定する。

(取得資格)

栄養士免許取得資格を修得しようとする者は、基礎教育科目、専門科目、特設科目の単位をすべて修得しなければならない。

(判定会議)

各項における判定会議は次のとおりとする。

(1) 判定会議は、次に掲げる者をもって組織する。

1. 校長
2. 学科長
3. クラス担任
4. その他、校長が必要と認める者

(2) 判定会議は、校長が招集する。

別表 授業科目修了の認定（7）関係

項目	評価	評語	評語 (G P)	G P の値
成績評価	90点以上	秀	A	4点
	80点以上90点未満	優	B	3点
	70点以上80点未満	良	C	2点
	60点以上70点未満	可	D	1点
	60点未満	不可	F	0点
単位認定科目の成績評価	認定した場合	認定	P	—

1) G P A の算出（学期・年間・通算）

$$G P A = (4 \times nA + 3 \times nB + 2 \times nC + 1 \times nD + 0 \times nF) / (nA + nB + nC + nD + nF)$$

2) nA、nB、nC、nD、nFは、それぞれ当該期間に履修した科目のA、B、C、D、Fに対応する総単位数とする。

3) 単位認定の科目、各コースが別途指定する科目は、G P A の算出対象外とする。

4) 不合格の科目を再履修して合格点を取得した場合および再履修の結果、再び不合格の場合それぞれ再履修前の評価については、総G P A には算入しない。

5) 履修辞退した科目の場合は、G P A の算出対象外とする。

附則1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則2 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則3 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則4 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則5 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附則6 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附則7 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

調理師科学則細則

(履修方法)

- (1) 授業科目及び授業時間数は別表のとおりとする。
- (2) 調理師科で開設する授業科目は、必修科目及び選択必修科目、その他の科目とし、修業年限に分けて履修させるものとする。
- (3) 調理師科においては、学生に対して、別表に規定する教科科目及び授業時間数以外の教科科目を選択して履修させることができるものとする。
- (4) 授業時間数は2時間授業を1コマとし、1コマ90分とする。但し、実習・演習の時間数は2時間授業の1コマ90分又は、3時間授業の1コマ135分授業とする。

(授業科目修了の認定)

- (1) 科目履修認定試験を受ける者は、授業料その他の学費を納めていること。但し、やむを得ない事情により学校が延納を認めている場合はこの限りでない。
- (2) 原則として、該当科目の履修時間5分の4以上の出席時数をもって科目履修認定試験を受ける資格を与える。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。
- (3) 科目履修認定試験は、学科試験、授業・実習態度、及び与えられた課題の合格をもってとする。
- (4) 当該科目の合格点は、60点以上とする。但し、試験形態などを考慮し、当該科目の担当教官の指示があった場合、この限りではない。
- (5) 成績の評価は、90点以上を「秀」、80点－89点を「優」、70－79点を「良」、60－69点を「可」、59点以下を「不可」とし、「不可」は不合格と判定する。
- (6) 前項の5段階評価をもとにGP（グレート・ポイント）を付与して、GPの平均値（グレート・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。））を算出し、学習到達度の指標の一つとし、教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。
- (7) 各科目のGPの値及びGPAの算出方法は、別表のとおりとする。但し、成績評価を行うときのみ、授業時間数30時間を1単位とし、読み替えて、算出する。
- (8) 学科試験、及び実技試験の不合格者には、期日を定め、再試験を実施する。
- (9) 病気その他正当と認められる理由により試験を受験できなかった科目については、追試験によって科目履修の認定を受けることが出来る。この追試験の実点の8割をもって、試験の点数とする。
- (10) 上記の追再試験は、何れも学校の指定した時に実施し、受験しようとする者は、原則として、1科目ごとに試験料壱千円を納入しなければならない。

(既修得履修認定)

免許取得資格及び卒業に必要な本校規定の教科において、本人の申請に基づき既習の学習内容を評価し、本校の授業科目に相当するものと認められる者に対しては240時間以内（調理実習を除く）を超えない範囲で本校における授業科目の履修とみなすことができる。但し、修業年限は短縮できない。

本項については、判定会議の議を経て校長が決定する。

(編入学の要件)

他調理師養成校において、本校調理師科2年コース、調理師科夜間コースの1年次に取得すべき履修時間に相当する履修時間を全て取得済または、一部を何らかの形で振替可能または補講等で補填できる場合には、面接等の評価ののち、2年次へ編入できるものとする。本項については、判定会議の議を経て校長が決定する。

(進級及び卒業要件)

- (1) 進級の認定は、学科試験、実習試験、出席状況により行う。
- (2) 調理師科2年コースの卒業の認定は、2年以上在学し、必修科目、選択必修科目をすべて履修し、1600時間以上修得しなければならない。
調理師科1年コース及び夜間コースの卒業の認定は、1年並びに2年以上在学し、必修科目をすべて履修し、960時間以上修得しなければならない。
但し、履修時間に満たない者は、不足時間に該当する補習を行わなければならない。補習に関しては、本校の定める補習料を納入しなければならない。
- (3) 上記の補習は講義・演習において履修時間の3分の2以上の出席時間、また、実習においては履修時間の5分の4以上の出席時間を満たす者を対象とする。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。なお、補習を行う科目に関しては、別紙に規定されている必修科目、選択必修科目の3分の2までとする。いずれの補習も学校の指定した時に実施する。
- (4) 上記の補習料は、原則として、1科目ごとに、1コマ五千元（90分授業）、又は1コマ七千五百円（135分授業）を納入しなければならない。なお、実習の補習については、別途1コマにつき材料費壱千元とする。但し、年度を超えたものに関しては、本校の定める在籍料を納入しなければならない。
- (5) 進級及び卒業の認定は、判定会議の議を経て校長が認定する。

(判定会議)

各項における判定会議は、次のとおりとする。

- (1) 判定会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 1. 校長
 2. 学科長
 3. クラス担任
 4. その他、校長が必要と認める者
- (2) 判定会議は、校長が招集する。

別表 授業科目修了の認定（7）関係

項目	評価	評語	評語 (G P)	G Pの値
成績評価	90点以上	秀	A	4点
	80点以上90点未満	優	B	3点
	70点以上80点未満	良	C	2点
	60点以上70点未満	可	D	1点
	60点未満	不可	F	0点
履修認定科目の成績評価	認定した場合	認定	P	—

1) G P Aの算出（学期・年間・通算）

$$G P A = (4 \times nA + 3 \times nB + 2 \times nC + 1 \times nD + 0 \times nF) / (nA + nB + nC + nD + nF)$$

2) nA、nB、nC、nD、nFは、それぞれ当該期間に履修した科目のA、B、C、D、Fに対応する総単位数とする。

3)履修認定の科目、各コースが別途指定する科目は、G P Aの算出対象外とする。

4)不合格の科目を再履修して合格点を取得した場合および再履修の結果、再び不合格の場合、それぞれ再履修前の評価については、総G P Aには算入しない。

5)履修辞退した科目の場合は、G P Aの算出対象外とする。

附則1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則2 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則3 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則4 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則5 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則6 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附則7 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

パティシエ科学則細則

通信課程も同様とする。

(履修方法)

- (1) 授業科目及び授業時間数は別表のとおりとする。
- (2) パティシエ科で開設する授業科目は、必修科目及び選択必修科目とし、修業年限内に分けて履修させるものとする。
- (3) パティシエ科においては、学生に対して、別表に規定する教科科目及び授業時間数以外の教科科目を選択して履修させることができるものとする。
- (4) 授業時間数は2時間授業を1コマとし、1コマ90分とする。
- (5) パティシエ科通信課程の面接指導(スクーリング)においては、同一内容の授業を全ての年間指導日程につき2回ずつ実施する。

(授業科目修了の認定)

- (1) 科目履修認定試験を受ける者は、授業料その他の学費を納めていること。但し、やむを得ない事情により学校が延納を認めている場合はこの限りでない。
原則として、該当科目の履修時間5分の4以上の出席時数をもって科目履修認定試験を受ける資格を与える。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。
- (2) 科目履修認定試験は、学科試験の合格、授業・実習態度、出席状況及び与えられた課題の合格をもってとする。
- (3) 当該科目の合格点は、60点以上とする。但し、試験形態などを考慮し、当該科目の担当教官の指示があった場合、この限りではない。
- (5) 成績の評価は、90点以上を「秀」、80点－89点を「優」、70－79点を「良」、60－69点を「可」、59点以下を「不可」とし、「不可」は不合格と判定する。
- (6) 前項の5段階評価をもとにGP(グレート・ポイント)を付与して、GPの平均値(グレート・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。))を算出し、学習到達度の指標の一つとし、教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。
- (7) 各科目のGPの値及びGPAの算出方法は、別表のとおりとする。但し、成績評価を行うときのみ、授業時間数30時間を1単位とし、読み替えて、算出する。
- (8) 学科試験、及び実技試験の不合格者には、期日を定め、再試験を実施する。
- (9) 病気その他正当と認められる理由により試験を受験できなかった科目については、追試験によって科目履修の認定を受けることが出来る。この追試験の実点の8割をもって試験の点数とする。
- (10) 上記の追再試験は、何れも学校の指定した時に実施し、受験しようとする者は、原則として、1科目ごとに試験料壱千円を納入しなければならない。

(既修得履修認定)

(1) 本科 昼間部

取得資格及び卒業に必要な本校規定の教科において、本人の申請に基づき既習の学習内容を評価し、本校の授業科目に相当するものと認められる者に対しては240時間以内(製菓実習を除く)を超えない範囲で本校における授業科目の履修とみなすことができる。但し、修業年限は短縮できない。

本項については、判定会議の議を経て校長が決定する。

(2) 別科 通信課程

取得資格及び卒業に必要な本校規定の教科において、本人の申請に基づき本校における通信課程に係わる単位及び単元並びに指導時間を定める件に基づき、菓子製造業に従事している者である学生に対する面接指導を本校規定の面接指導時間の2分の1(但し、公衆衛生・食品衛生は3分の2)をもって履修とみなすことが出来る。但し、修業年限は短縮できない。

本項については、判定会議の議を経て校長が決定する。

(進級及び卒業要件)

(1) 卒業の認定は、学科試験、実習試験、出席状況により行う。

(2) 卒業の認定は、1年以上在学し、必修科目を修得しなければならない。但し、履修時間に満たない者は、不足時間に該当する補習を行わなければならない。

補習に関しては、本校の定める補習料を納めなければならない。

(3) 上記の補習は、講義・演習において履修時間の3分の2以上の出席時間、また、実習においては履修時間の5分の4以上の出席時間を満たす者を対象とする。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。なお、補習を行う科目に関しては、別紙に規定されている必修科目の5分の2までとする。いずれの補習も学校の指定した時に実施する。

(4) 上記の補習料は、原則として、1科目ごとに1コマ五千円を納入しなければならない。なお、実習の補習については、別途1コマにつき材料費壱千円とする。但し、年度を超えたものに関しては、本校の定める在籍料を納入しなければならない。

(5) 卒業の認定は、判定会議の議を経て校長が認定する。

(判定会議)

各項における判定会議は、次のとおりとする。

(1) 判定会議は、次に掲げる者をもって組織する。

1. 校長
2. 学科長
3. クラス担任
4. その他、校長が必要と認める者

(2) 判定会議は、校長が招集する。

別表 授業科目修了の認定（7）関係

項目	評価	評語	評語 (G P)	G Pの値
成績評価	90点以上	秀	A	4点
	80点以上90点未満	優	B	3点
	70点以上80点未満	良	C	2点
	60点以上70点未満	可	D	1点
	60点未満	不可	F	0点
履修認定科目の成績評価	認定した場合	認定	P	—

- 1) G P Aの算出（学期・年間・通算）

$$G P A = (4 \times nA + 3 \times nB + 2 \times nC + 1 \times nD + 0 \times nF) / (nA + nB + nC + nD + nF)$$
- 2) nA、nB、nC、nD、nFは、それぞれ当該期間に履修した科目のA、B、C、D、Fに対応する総単位数とする。
- 3) 履修認定の科目、各コースが別途指定する科目は、G P Aの算出対象外とする。
- 4) 不合格の科目を再履修して合格点を取得した場合および再履修の結果、再び不合格の場合、それぞれ再履修前の評価については、総G P Aには算入しない。
- 5) 履修辞退した科目の場合は、G P Aの算出対象外とする。

- 附則1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則2 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則3 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則4 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則5 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則6 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

柔道整復トレーナー学科学則細則

(履修方法)

- (1) 授業科目の種類、単位数等は別表のとおりとする。
- (2) 柔道整復トレーナー学科で開設する授業科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野及び選択必須科目とし、3年に分けて履修させるものとする。
- (3) 柔道整復トレーナー学科においては、学生に対して、別表に規定する教科科目、及び単位数以外の教科科目を選択して履修させることができるものとする。
- (4) 各授業科目の1単位時間は45分とし、講義・演習については1コマ2時間授業を90分とし、単位数は、1単位の履修時間を15～30時間、実験、実習及び実技については1コマ2時間授業を90分又は、3時間授業を135分とし、1単位の履修時間を30～45時間とする。

(授業科目修了の認定)

- (1) 単位認定試験を受ける者は、授業料その他の学費を納めていること。但し、やむを得ない事情により学校が延納を認めている場合はこの限りでない。
- (2) 原則として、該当科目の履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。
- (3) 単位認定は、学科試験、授業・実習態度、及び与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- (4) 当該科目の合格点は、60点以上とする。但し、試験形態などを考慮し、当該科目の担当教官の指示があった場合、この限りではない。
- (5) 成績の評価は、90点以上を「秀」、80点－89点を「優」、70－79点を「良」、60－69点を「可」、59点以下を「不可」とし、「不可」は不合格と判定する。
- (6) 前項の5段階評価をもとにGP（グレート・ポイント）を付与して、GPの平均値（グレート・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。））を算出し、学習到達度の指標の一つとし、教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。
- (7) 各科目のGPの値及びGPAの算出方法は、別表のとおりとする。
- (8) 学科試験、及び実技試験の不合格者には、期日を定め再試験を実施する。
- (9) 病気その他正当と認められる理由により試験を受験できなかった科目については、追試験によって単位の認定を受けることが出来る。この追試験の実点の8割をもって試験の点数とする。
- (10) 上記の追再試験は、何れも学校の指定した時に実施し、受験しようとする者は、原則として、1科目ごとに試験料壱千円を納入しなければならない。

(既修得履修認定)

学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校又は厚生労働大臣の指定を受けた養成施設において指定規則別表第1の基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、7単位を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

但し、修業年限は短縮出来ない。本項については、判定会議の議を経て施設長が決定する。

(編入学の要件)

他柔道整復師養成校において、本校1年次または1年次・2年次に取得すべき単位に相当する単位を全て取得済または一部を何らかの形で振替可能または補講等で補填できる場合には、面接等の評価ののち、2年次または3年次へ編入できるものとする。

本項については、判定会議の議を経て施設長が決定する。

(進級及び卒業要件)

- (1) 進級の認定は、学科試験、実技試験、出席状況、学習態度により行う。
- (2) 卒業の認定は、柔道整復トレーナー学科に3年以上在学し、別表のとおり規定する教育内容の全ての単位を修得することにより行う。但し、履修時間に満たない者は、不足時間に該当する補習を行い、規定時間の履修を認める。補習に関しては、本校の定める補習料を納入しなければならない。
- (3) 上記の補習については、該当科目の履修時間2分の1以上の出席時数が必要であり、何れも学校の指定した時に実施する。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。
- (4) 上記の補習料については、原則として、1科目ごとに、1コマ五千元(90分授業)、又は1コマ七千五百円(135分授業)を納入しなければならない。なお、実技・実習の補習については、別途1コマにつき材料費壱千元とする。但し、年度を超えたものに関しては、本校の定める在籍料を納入しなければならない。
- (5) 資格履修認定は、判定会議の議を経て施設長が認定する。

(判定会議)

各項における判定会議は次のとおりとする。

- (1) 判定会議は、次に掲げる者をもって組織する。

1. 施設長
2. 学科長
3. 教務主任
4. 担当教官
5. その他施設長が必要と認める者

- (2) 判定会議は、施設長が招集する。

別表 授業科目修了の認定（7）関係

項目	評価	評語	評語 (G P)	G Pの値
成績評価	90点以上	秀	A	4点
	80点以上90点未満	優	B	3点
	70点以上80点未満	良	C	2点
	60点以上70点未満	可	D	1点
	60点未満	不可	F	0点
単位認定科目の成績評価	認定した場合	認定	P	—

1) G P Aの算出（学期・年間・通算）

$$G P A = (4 \times nA + 3 \times nB + 2 \times nC + 1 \times nD + 0 \times nF) / (nA + nB + nC + nD + nF)$$

2) nA、nB、nC、nD、nFは、それぞれ当該期間に履修した科目のA、B、C、D、Fに対応する総単位数とする。

3) 単位認定の科目、各コースが別途指定する科目は、G P Aの算出対象外とする。

4) 不合格の科目を再履修して合格点を取得した場合および再履修の結果、再び不合格の場合、それぞれ再履修前の評価については、総G P Aには算入しない。

5) 履修辞退した科目の場合は、G P Aの算出対象外とする。

附則1 この細則は、平成20年4月1日より施行する。

附則2 この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附則2-1 この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附則3 この細則は、平成26年4月1日より施行する。

附則4 この細則は、平成30年4月1日より施行する。

附則5 この細則は、平成31年4月1日より施行する。

ただし、これ以前に入学した者については、従前のものを適用する。

附則6 この細則は、令和3年4月1日より施行する。